

千葉市生活保護世帯等学習・生活支援事業実施要領

1 趣旨

この要領は、千葉市生活保護世帯等学習・生活支援事業（以下「本事業」という。）の円滑な実施のため、必要な事項を定めるものとする。

2 事業目的

本事業の目的は、次のとおりである。

（1）学習・生活支援

生活保護世帯及び生活困窮世帯の子どもに対し、高等学校等進学に必要な基礎学力の向上を図るための学習支援を実施するとともに、子ども及びその保護者に対し、当該子どもの生活習慣及び育成環境の改善を図るための生活支援を実施することで、親から子への貧困の連鎖を防ぐことを目的とする。

具体的な目標値は下記のとおりとする。

- | | |
|-----------|-------|
| ①高等学校等進学率 | 100% |
| ②出席率 | 85%以上 |
| ③辞退率 | 10%以下 |

（2）生活保護受給世帯への学習・生活支援の参加促進

生活保護受給世帯の中学1年生及び保護者に対し、自主学習への意欲向上や学習・生活支援への参加意欲向上を目的としたイベントの開催や個別家庭訪問を実施することにより、保護者を含めた世帯全体への学習に関する意欲・関心を高め、次年度の学習・生活支援に対する参加意欲を向上させることを目的とする。

（3）生活保護受給世帯への進路選択支援

中学校を卒業した生活保護受給中の子育て世帯に対し、高校卒業後の大学等への進学や、就職、職業訓練の受講等に必要な情報の提供及び助言並びに関係機関との連絡調整を行うことにより、本人の希望を踏まえた進路選択に向けた環境の改善を図ることを目的とする。

3 実施主体

（1）実施主体は、千葉市（以下「発注者」という。）とする。

（2）発注者は、本事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施するため、株式会社、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他千葉市が適当と認める団体に業務を委託して実施するものとする。本事

業の受注者（以下「受注者」という。）は、委託契約内容に基づき本事業を実施するものとする。

4 対象者

対象者は、次のとおりとする。

- (1) 学習・生活支援の対象者は、千葉市内に居住し、以下の要件のいずれかを満たす、中学2年生及び3年生の子ども並びにその保護者とする。（以下、下記アに該当する者を「生活保護対象者」と、イからエまでのいずれかに該当する者を「生活困窮対象者」という。）

ア 生活保護を受給している世帯であること。

イ 就学援助を受給している世帯であること。

ウ 児童扶養手当を受給している世帯であること。

エ 前各号に掲げるもののほか、千葉市が支援を必要と判断した世帯であること。

- (2) 生活保護受給世帯への学習・生活支援の参加促進の対象者は、千葉市内に居住する生活保護受給世帯の中学1年生及びその保護者とする。

- (3) 生活保護受給世帯への進路選択支援の対象者は、千葉市内に居住する生活保護受給世帯に属する中学校を卒業した子ども（原則15歳から18歳まで）及びその保護者とする。

5 実施場所

実施場所（以下「会場」という。）は、各区保健福祉センター社会福祉協議会事務所会議室等の公共施設とする。ただし、適切かつ効果的な支援のために受注者が別に会場を確保するとき又は対象者の自宅等にて支援を行うときは、発注者と協議の上で、当該会場を利用することを妨げない。

6 期間

発注者が指定する日から当該年度の3月31日まで実施する。

7 業務内容

業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 保健福祉局保護課（以下「保護課」という。）の業務

ア 本事業の実施に係る全体調整

イ 各区保健福祉センター社会援護課（中央区及び若葉区においては社会

援護第一課及び社会援護第二課。以下「社会援護課」という。)との調整

ウ 本事業の実施に係る関係機関との協議及び調整

エ 会場の確保に係る千葉市社会福祉協議会等との協議及び調整

オ 申込者の利用申込要件の確認

(2) 社会援護課の業務

ア 生活保護対象者に対する本事業の周知及び利用勧奨

イ 生活保護受給世帯への学習・生活支援の参加促進の対象者名簿の作成

ウ 生活保護受給世帯に属する中学校を卒業した子ども及びその保護者からの申込書の受付並びに同書の保護課及び受注者への送付

エ 受注者との連携

(3) 受注者の業務

ア 本事業の実施及び運営に係る全体業務

イ 各会場に必要な講師の確保及び研修

ウ 本事業に係る保護課との協議及び調整

エ 周知チラシの作成及び周知活動

オ 利用申込に関する取りまとめ(学習・生活支援、進路選択支援)

カ 参加者の決定

キ 本事業の実施に係る報告

8 支援内容

(1) 学習・生活支援

ア 学習支援

受注者は、参加者に対し、高等学校等進学に必要な基礎学力の向上を図るための学習支援を実施する。

イ 生活支援

受注者は、参加者の自尊感情や自己肯定感の醸成、ソーシャルスキルや生活環境の向上等を図るため、次に掲げる支援を実施する。

(ア) イベント等を通じた相互の交流・コミュニケーションを図る取組み

受注者は、特別講師による講演、クリスマス会等の季節の行事、体験教室、企業と連携した職場体験やキャリア教育等のイベント等を実施する。

なお、イベント等の開催は、学習支援の開催日に替えて実施することができる。会場は、5の規定にかかわらず、受注者において確保することとするが、市の公共施設を利用する場合は、発注者は会場の確保に可

能な範囲で協力するものとする。

(イ) 生活習慣の定着サポート

家庭訪問や個別面談等（以下「家庭訪問等」という。）の実施により、生活習慣や育成環境の改善等を図る取組みを実施する。

(ウ) 保護者への支援

受注者は、家庭訪問等やイベント、相談会の実施等により、保護者の養育支援や生活環境の向上を図る取組みを実施する。

ウ 参加手続き

(ア) 募集期間

4月初旬から5月中旬までの間のうち受注者と発注者が協議の上定める期間を一次募集期間とし、募集を行う。

一次募集期間終了後も年度末最終日まで随時募集を行う。

(イ) 利用申込

学習・生活支援を利用しようとする生活保護対象者及び生活困窮対象者は、受注者に学習・生活支援利用申込書（様式第1号）を提出、その他の方法により利用を申し込むものとする。

(ウ) 参加決定

a 受注者は、一次募集期間終了時点の申込状況を名簿にとりまとめ、保護課に提出する。一次募集期間終了後は、申込があり次第、随時申込状況を保護課に提出する。

b 保護課は、申込者の要件等を確認し、確認の結果を受注者に報告する。
なお、利用申込時において4（1）アからウまでの制度を申請中であり、当該制度の決定がなされていない者は、当該制度の決定がなされるまでの期間において、要件を満たした者とみなすものとする。

c 受注者は、保護課からの報告を基に、実施会場ごとに参加者を決定する。一次募集において定員を超過したときは、保護課と協議の上参加者を決定する。

なお、bにおいて参加要件を満たした者とみなされた者について、参加を決定した後に対象者ではないことが判明したときは、発注者と協議の上、対応する。

d 受注者は、参加決定状況を保護課に報告するとともに、生活保護対象者に関する参加決定結果を社会援護課に報告する。

e 受注者は、申込者に対して、参加の可否の通知を行うとともに、参加決定者との事前面談の調整を行う。

- f 参加決定者は、受注者と事前面談を行い、事前面談を終えた者から本支援に参加する。

(エ) 待機者への対応

- a 一次募集において定員を超過し、参加決定に至らなかったときは、保護課と協議の上、欠員が出た場合の補充の順番を定める。
- b 一次募集期間終了後に定員を超過したときの補充の順番は、保護課と協議の上決定する。

(2) 生活保護受給世帯への学習・生活支援の参加促進

ア 受注者は、生活保護を受給する世帯に属する中学1年生の子ども及びその保護者に対し、次年度以降の学習・生活支援への参加促進のため、次に掲げる支援を実施する。

(ア) イベント等を通じた、学習意欲の向上のための取組み

受注者は、講演会、説明会、キャリア教育等のイベント等による学習意欲向上の取組みを実施する。会場は受注者において確保することとするが、市の公共施設を利用する場合は、発注者は場所の確保に可能な範囲で協力するものとする。

(イ) 家庭訪問等

受注者は、対象世帯のうち、発注者が必要と認めた者に対し、電話等による面談勧奨及び家庭訪問等を実施し、世帯としての学習意欲の向上のための取組みを実施する。

イ 参加手続き

(ア) 実施期間

受注者は、発注者と協議の上、実施期間を定める。

(イ) 実施手順

- a 社会援護課は対象者の選定及び名簿作成を行い、保護課に提出する。また、実施期間中に対象者の追加がある場合は随時で提出することとする。
- b 保護課は提出された名簿に基づき、受注者に対象者情報を提供する。
- c 受注者は保護課から提供された対象者名簿を元に利用勧奨を実施する。

(3) 生活保護受給世帯への進路選択支援

ア 受注者は生活保護を受給する世帯に属する中学校を卒業した子ども（原則15歳から18歳まで）及びその保護者のうち、本支援への参加を希望する世帯に対し、進路選択における教育、就労及び生活習慣への相談支援を目的とし、家庭訪問等を実施する。

具体的には、受注者は、電話相談、家庭訪問及び個別相談会等を実施し、子どもの進路選択における教育、就労及び生活習慣に関する問題につき、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関との連絡調整を行う。

イ 参加手続き

(ア) 実施期間

受注者は、発注者と協議の上、実施期間を定める。

(イ) 利用申込

本支援を利用しようとする対象者は、社会援護課に利用意思が確認できる書類の提出その他方法により本支援の利用を申し込むものとする。

(ウ) 支援の流れ

- a ケースワーカーは、本支援の実施にあたっては、日々のケースワーク等を通じて本支援を必要とする者を把握し、進路選択支援についての利用申込書（様式2）又は利用意思が確認できる書類等により利用意思を確認する。
- b 社会援護課は対象者から当支援の利用意思を確認次第、進路選択支援についての利用申込書（様式2）又は利用意思が確認できる書類等を受注者及び保護課に提出する。
- c 受注者は、社会援護課から、利用申込書（様式2）又は利用意思が確認できる書類等を受け取り次第、対象世帯への支援を開始する。

9 業務実施に関する各種報告

- (1) 受注者は、次に掲げる支援状況等について報告書を作成し、当月分の報告書を翌月10日までに保護課へ提出する。

ア 学習支援の開催状況

イ 生活支援の実施状況

ウ 利用申込及び参加決定状況

エ 参加者の出席状況

オ 参加者個別の支援実施状況

カ 支援実施者数及びその内訳（月計・年計）

キ 利用者、来所者からの意見苦情等（月計・年計・随時）

ク 厚生労働省及び調査機関から求められる報告等（随時）

ケ 実施した支援の実施状況

コ 生活保護受給世帯への学習・生活支援の参加促進による利用勧奨状況

サ 生活保護受給世帯への進路選択支援実施状況

- シ 前各号に掲げるもののほか、必要と認められるもの
- (2) 支援において報告すべき事象が生じた場合は、適宜保護課、社会援護課又は自立相談支援機関等に状況を報告し、必要に応じて連携を行う。

10 業務終了後の報告

受注者は、業務完了後速やかに、次に掲げる内容を保護課に報告する。

- (1) 業務完了報告書
- (2) 委託期間中の業務実施に要した、収支決算報告書等の経費内訳書
- (3) 本事業の効果検証結果（成績、進学状況、生活環境の改善等）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められるもの

11 個人情報保護

受注者は、本事業の参加者及びその保護者の個人情報に関係機関と共有することについて、申込時にあらかじめ同意を得るものとする。

また、受注者は、本事業の実施にあたって知り得た参加者及びその保護者の個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定されているところにより適正な取扱いに留意するとともに、他に漏らしはならない。これについては、本事業終了後も同様とする。

12 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は保護課長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 千葉県生活保護世帯等学習支援事業実施要領は、廃止する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。